

調書（決定）

事件の表示 平成26年（行ヒ）第26号

決定日 平成26年10月15日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成24年（行コ）第425号（平成25年10月2日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年10月15日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人 東海旅客鉄道株式会社

相手方 国

同補助参加人 ジェイアール東海労働組合

同補助参加人 ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部

同補助参加人 ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会